

## 広島市ペット霊園の設置等に関する指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ペット霊園の設置等が適正に行われるために必要な事項を定め、ペット霊園事業者に理解と協力を求めることにより、公衆衛生の確保を図り、もって良好な生活環境の保全に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ペット 犬、猫その他の愛玩することを目的として飼養される動物（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第1項に規定する獣畜を除く。）をいう。
- (2) 墳墓 ペットの死体（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を除く。）を埋葬し、又はペットの焼骨（同項に規定する廃棄物を除く。）を埋蔵する施設をいう。
- (3) 墓地 墳墓を設けるための区域をいう。
- (4) 納骨堂 ペットの焼骨を収蔵する施設をいう。
- (5) 火葬 ペットの死体を葬るために、これを焼くことをいう。
- (6) 火葬施設 火葬を行うための設備（以下「火葬設備」という。）を有する固定の施設をいう。
- (7) ペット霊園 墓地、納骨堂若しくは火葬施設を有する施設又はこれらを併せ有する施設（専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。）をいう。
- (8) ペット霊園事業者 ペット霊園を設置しようとする者（以下「設置予定者」という。）及びペット霊園を設置している者（以下「設置者」という。）をいう。
- (9) 近隣関係者 墓地の境界から100メートル、納骨堂の境界から50メートル及び火葬施設の境界から200メートル以内の人家の所有者及び学校、保育所、病院、老人福祉施設その他これらに類する施設の長をいう。

### (遵守事項)

第3条 ペット霊園事業者は、この要綱その他関係法令を遵守し、適切な維持管理を行い、周辺的生活環境との調和に配慮するとともに、良好な近隣関係の構築に努めるものとする。

### (標識の設置)

第4条 設置予定者は、ペット霊園の区域の道路に面した部分で、かつ、道路から見えやすい場所に標識（様式第1号）を設置するとともに、速やかに標識設置届（様式第2号）を市長に提出するものとする。ただし、近隣関係者がいない場合はこの限りでない。

2 前項の標識は、第6条第1項の規定により事業計画書を市長に提出しようとする日から起算して少なくとも30日前からペット霊園の設置に係る工事の完了する日まで設置するものとする。

### (近隣関係者への説明)

第5条 設置予定者は、ペット霊園の事業計画の概要を近隣関係者及び町内会、自治会等の代表者に説明するとともに、当該計画に係る意見書（様式第3号）を近隣関係者から取得するものとする。ただし、近隣関係者がいない場合はこの限りでない。

2 設置予定者は、前項の規定により取得した意見書の写し及び当該意見書に対する申立書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

3 設置予定者は、第1項の意見書の全部又は一部を取得できなかったときは、意見書取得不能理由報告書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（事前協議）

第6条 設置予定者は、別に定めるところにより、前2条に規定する手続を行った後に事業計画書（様式第6号）を市長に提出し、市長と事前協議を行うものとする。

2 市長は、前項の事業計画書及び第4項の規定による報告があった場合における当該報告の内容を審査し、次条の設置基準に適合しており、かつ、修正を指導すべき事項がないと認めるときは、協議済通知書（様式第7号）を設置予定者に交付するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査において、修正を指導すべき事項があるときは、その旨を設置予定者に通知するものとする。

4 設置予定者は、前項の通知に基づき事業計画書の修正その他必要な措置を講じたときは、その旨を市長に報告するものとする。

5 設置予定者は、第2項の協議済通知書の交付を受けた後にペット霊園の設置に係る工事に着手するものとする。

（設置基準）

第7条 ペット霊園の設置基準は、別表に掲げる基準によるものとする。ただし、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生その他生活環境の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

（工事の着手等）

第8条 設置予定者は、ペット霊園の設置に係る工事に着手したときは、工事着手届（様式第8号）を市長に提出するものとする。

2 設置予定者は、前項の工事を中止したときは、工事中止届（様式第9号）を市長に提出するものとする。

3 設置予定者は、第1項の工事が完了したときは、市長が必要と認める書類を添付した工事完了届（様式第10号）を市長に提出するものとする。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、前条の設置基準に適合しているかどうかを検査し、当該基準に適合していると認めるときは、検査済証（様式第11号）を設置予定者に交付するものとする。

5 設置予定者は、前項の検査済証の交付を受けた後にペット霊園を使用するものとする。

（変更に係る事前協議）

第9条 ペット霊園事業者は、ペット霊園の事業計画について次に掲げる変更をしようとするときは、別に定めるところにより、変更事業計画書（様式第12号）を市長に提出し、市長と事前協議を行うものとする。

(1) 墓地の新設又は拡張

(2) 納骨堂の新設又は増設

(3) 火葬施設の新設又は増設

2 第4条から前条までの規定は、前項の規定により市長と事前協議を行う場合に準用するものとする。

（変更及び廃止の届出）

第10条 ペット霊園事業者は、ペット霊園の事業計画を変更しようとするときは、当該変更の内容を明らかにするために必要な図書を添付した変更届（様式第13号）を市長に提出するものとする。ただし、

前条第1項の規定により市長と事前協議を行う場合及び次条第3項の規定により承継届を市長に提出する場合を除くものとする。

- 2 設置者は、ペット霊園を廃止しようとするときは、廃止届（様式第14号）を市長に提出するとともに、ペット霊園に存するペットの死体及び焼骨について、ペット霊園を利用している者の心情に配慮した取扱いをするものとする。

（地位の承継）

第11条 設置者からペット霊園を譲り受けた者は、設置者の地位を承継するものとする。

- 2 設置者について相続、合併又は分割（ペット霊園の事業を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該事業を承継した法人は、設置者の地位を承継するものとする。

- 3 前2項の規定により設置者の地位を承継した者は、速やかに設置者の地位を承継した事実を証する書面を添付した承継届（様式第15号）を市長に提出するものとする。

（報告徴収）

第12条 市長は、必要があると認めるときは、ペット霊園事業者に対し、必要な報告を求めることができるものとする。

（改善勧告）

第13条 市長は、第3条の規定を遵守しないペット霊園事業者に対し、改善を勧告することができるものとする。

- 2 市長は、第6条第1項若しくは第9条第1項の規定による事前協議を行わないで、又は事業計画の内容と相違してペット霊園を設置等しようとするペット霊園事業者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができるものとする。

（関係機関との連携等）

第14条 この要綱を実施するに当たっては、次に掲げる関係機関は相互に連携し、及びペット霊園に係る必要な情報の共有を図るものとする。

- (1) 健康福祉局保健部環境衛生課
- (2) 環境局環境保全課
- (3) 都市整備局都市計画課
- (4) 都市整備局指導部建築指導課
- (5) その他市長が必要と認める部署

- 2 市長は、第6条第1項の事業計画書又は第9条第1項の変更事業計画書の提出があったときは、関係機関の意見を聴取するものとする。

（適用除外）

第15条 この要綱の規定は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第5項に規定する墓地と一体のものとなされる墓地若しくは納骨堂、同条第6項に規定する納骨堂と一体のものとなされる納骨堂又は同条第7項に規定する火葬場と一体のものとなされる火葬施設には、適用しないものとする。

（委任）

第16条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年12月15日から施行する。

(既設ペット霊園の届出)

- 2 この要綱の施行の際現にペット霊園を設置している者は、別に定めるところにより、既設ペット霊園届出書（様式第16号）を市長に提出するものとする。

別表（要綱第7条関係）

区分	設置基準
共通事項	必要に応じて、駐車場、給水施設、ごみ容器等が設けられていること。
墓地	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 適当な通路及び排水設備が設けられていること。</li> <li>2 墓地の周囲に高さが1.5メートル以上の美観を呈するへい又は密植した樹木のかき等を設け、外部と区画していること。</li> </ol>
納骨堂	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 適当な規模の室内換気設備及び施錠設備が設けられていること。</li> <li>2 納骨堂の周囲に高さが1.5メートル以上の美観を呈するへい又は密植した樹木のかき等を設け、外部と区画していること。</li> </ol>
火葬施設	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 火葬設備は、空気取入口及び煙突の先端以外に火葬設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏800度以上の状態で火葬できるものであること。</li> <li>2 火葬設備は、燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。</li> <li>3 火葬設備は、燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。</li> <li>4 火葬設備は、燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。</li> <li>5 火葬設備は、堅ろうな構造とするとともに、防臭及び集じんの設備が設けられていること。</li> <li>6 ペットの死体の安置場、付添人控所その他必要な附属施設が設けられていること。</li> <li>7 火葬施設の周囲に高さが1.5メートル以上の美観を呈するへい又は密植した樹木のかき等を設け、外部と区画していること。</li> </ol>